

第2弾 コロナに負けない！あつぎ中小企業応援交付金Ⅱについて

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言を受け、市内企業における売り上げ減少への支援及び短縮営業要請協力への支援を行います。また、感染予防対策として、テレワークを導入する企業に対して経費の一部を支援します。なお、**申請の開始は、令和3年1月29日をめぐに準備を進めます。**

I 交付金

最大支給額 25万円

1 売上げ減少への支援 一律：10万円

支給要件は、**令和2年12月又は令和3年1月の売上げが、前年同月の売上比に15%以上減少している事業所等**となります。

2-1 感染拡大防止への協力支援 一律：15万円

下記2-2以外で感染拡大防止のために時短営業（休業を含む）を実施している事業所等となります。短縮営業実施期間：1月12日から2月7日までの間で10日間以上

★対象

飲食店、カラオケ店を除いたもの。**（通常20時を超えて営業している事業者が、営業時間を20時までに短縮した場合が対象。）**
対象者の例：理容・美容院、学習塾、インストラクター、クリーニング店、整骨院、クリニック、歯科医院、介護施設、旅行代理店、個人タクシー、旅館、旅行代理店、塾講師など

2-2 短縮営業要請協力への支援 一律：5万円

神奈川県の短縮営業要請に協力している事業所等となります。

短縮営業実施期間：1月12日から2月7日までの間で10日間以上

★対象

飲食店（バーや喫茶店を含む）、カラオケ店が対象。**（通常20時を超えて営業している事業者が、営業時間を20時までに短縮した場合が対象。）**

II 補助金

3 テレワーク導入への支援 上限：15万円

緊急事態宣言を受け、新たにテレワークを導入した企業に、導入に係る経費の一部を支援します。

対象期間：令和3年1月7日～3月31日

* **神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金（第2次）**を活用した企業が対象となります。

■事業の詳細

- 対象者
市内に事業所がある中小企業主（常勤2人以上）
- 補助率・支給金額
対象経費の1/4で上限15万円
（神奈川県の補助金の交付決定を受けたことが要件となります。）
- 対象経費
パソコン等の端末、ソフトウェアの購入又はリース料・利用料、就業規則等の整備に掛かった経費、テレワーク導入に係るコンサルタント料
- 対象期間
令和3年1月7日から3月31日までに新たにテレワークを導入した場合
- 申請に必要な書類（審査に要する書類）
 - 申請書
 - 神奈川県の補助金確定通知書の写し
 - 神奈川県に提出した実績報告書の写し

III 予算額

4億6,600万円